

■令和8年度 「人生会議」の認知度向上に向けた普及啓発ツール（教材）制作企画・運営業務に関する質問への回答

項目	番号	質問	回答
普及啓発ツール (教材)制作	1	【企画制作する教材に関する事項】 制作物のPRにあたり、想定されているターゲット層（例：大阪府民、特に若年層など）がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	高校生（⑤の啓発ツールについては将来、看護師や福祉の分野で働く生徒を想定）への普及啓発を目的としています。
	2	【企画制作する教材に関する事項】 学校の授業で使用して頂く場合、なんの単元での使用を想定しておりますでしょうか。	家庭科や保健体育科の授業、ホームルーム、図書館や家庭での個人学習を想定していますが、各学校（教育現場）にて最終判断をいただくこととなります。
	3	【企画制作する教材に関する事項】 仕様書p5の（4）スケジュールにおいて、普及啓発ツール（テキスト教材）、5分程度の普及啓発ツール（動画教材）、15分程度の普及啓発ツール（専門家によるビデオ講義教材）2本提出 ※教材全体の構成、イメージについて協議とあるのですが、これは「構成案の提出」という認識でよろしいでしょうか。	契約締結後の協議をもとにご作成いただいた初稿をご提出いただけます。
	4	【企画制作する教材に関する事項】 テキスト教材の内容について、「専門家と協議し発注者が最終決定」とありますが、受注者がテキストの初稿を作成・提案する想定でしょうか。それとも、大阪府様が指定する専門家がテキスト部分の初稿を準備される想定でしょうか。	受注者が初稿をご作成いただけます。そのうえで、専門家と協議を行い調整しながら、最終的に発注者である大阪府が決定を行います。
	5	【企画制作する教材に関する事項】 受注者が初稿を提案する場合、求められる具体化のレベルについてご教示いただけますでしょうか。（例：構成レベル／詳細な原稿レベル など）	仕様書に記載している専門家との想定調整回数内で最終調整まで進めていただく必要があります。そのため、人生会議についての関係資料や本事業公募要領、仕様書をご理解いただいたうえで、ご準備いただくとともに、契約締結後の専門家との協議にて、イメージのすり合わせを十分に行っていただき、初稿をご作成いただけます。
	6	【企画制作する教材に関する事項】 仕様書に「動画教材のすべての漢字にルビ（ひらがな）をつけること」とありますが、これは動画内の字幕テキストにルビを付与するという理解でよろしいでしょうか。また、ナレーション音声については、漢字の読みが分かるよう配慮すれば、ルビの対象外という認識で問題ないでしょうか。	動画教材について、字幕テキストの漢字にルビをつけることを想定しています。どこまでルビをつけるかは、内容の決定後、協議のうえ確認させていただきます。
	7	【企画制作する教材に関する事項】 仕様書第7条(1)①に「『人生会議』の専門家及び教材作成の専門家は、発注者で決定する」とありますが、提案者側から候補者を推薦することは可能でしょうか。また、専門家の人選は契約締結後に開始されるという理解でよろしいでしょうか。	「人生会議」の専門家及び教材の専門家は、それぞれ発注者にて選定し決定する予定ですが、これらの方以外に、追加でご推薦いただくことは可能です（3人目ということになります）。
	8	【企画制作する教材に関する事項】 15分の講義動画にご出演いただく専門家について、大阪府様が指定する専門家の方でしょうか。それとも、出演候補者の提案も受注者側の提案事項に含まれるのでしょうか。	講義動画への出演は、発注者が指定する専門家です。出演候補者の提案は想定していません。
	9	【企画制作する教材に関する事項】 専門家への謝礼について、「十分な費用を計上する」との記載がありますが、大阪府において謝礼の取扱いに関する基準等がありますでしょうか。併せて、想定されている金額感や、拘束時間（事前準備、打合せ、撮影等を含む）についてもご教示いただけますと幸いです。	人生会議の専門家が10回程度、教材の専門家が5回程度の協議回数を想定しています。拘束時間については、調整や進捗度により変わるため、受託者として十分な時間の想定をいただく必要があります。また謝礼については、受注者の内部規定等で定める適切な金額をお支払いいただきます。
	10	【企画制作する教材に関する事項】 人生会議の専門家、及び教材作成の専門家への謝礼金は、事前に貴府と専門家の間でやり取りされておりますでしょうか。また、やり取りされている場合、費用はいくらほどを見込んでおりますでしょうか。	質問9と重複。
	11	【企画制作する教材に関する事項】 作成した教材や動画の高校への提供方法について、どのような形を想定されておりますでしょうか。（例：教育委員会経由での展開、大阪府HPでの公開 等）	仕様書に記載のとおり、動画はどこからでも閲覧ができるようYouTubeの配信を想定しています。教材については、発注者による教育庁等の関係機関を経由した配布を予定しています（調整中）。
	12	【企画制作する教材に関する事項】 各学校への周知用にテキスト教材を2,000部納品するとのことですが、各学校への配布は貴府にて実施頂ける認識でよろしいでしょうか。	質問11と重複。

13	<p>【成果物の著作権に関する事項】 提案者が既に制作・保有しているキャラクターやイラスト素材を教材に活用する場合についてお伺いします。仕様書第10条(2)に基づき、成果物の著作権は大阪府に帰属するとされておりますが、当該キャラクターの著作権についても大阪府への譲渡が必要でしょうか。あるいは、受託者（または第三者）が著作権を保持したまま、大阪府に対して本事業および今後の普及啓発に必要な範囲での使用許諾を行う形は認められますでしょうか。</p>	<p>成果物については、発注者である大阪府に帰属します。そのため、納入される成果物である制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって大阪府に帰属するものとして扱います。 なお、既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、今後成果物を発注者である大阪府が使用するにあたり、権利関係で別途手続きが発生することがないよう、成果物を納品いただきます。</p>
14	<p>【成果物の著作権に関する事項】 アニメーション動画やテキスト教材に登場するキャラクターの一つとして、「もずやん」を使用することは可能でしょうか。</p>	<p>使用いただくことは可能ですが、使用にあたり関係箇所と調整が必要となりますので、仕様書に記載のとおり、受託者にてご対応をお願いいたします。</p>
15	<p>【成果物の納品に関する事項】 普及啓発ツールの納品形態として「PowerPoint 2021 .pptx ファイル」とありますが、改変可能なデータ形式であれば、pptx以外の形式でも差し支えないでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載のとおり「PowerPoint 2021 .pptx ファイル」にて納品いただきます。</p>
16	<p>【スケジュールに関する事項】 啓発資料完成後、高校生が実際に使用を開始する想定時期はいつ頃でしょうか。</p>	<p>令和8年12月の納品後、準備が整い次第、適宜使用を予定しています。</p>
その他	<p>17</p> <p>【契約事務に関する事項】 本件に応募される際のお見積りに、〇〇%の「一般管理費」を計上させて頂く予定ですが、そのエビデンスは見積もり時、或いは（採択頂いた場合）来年3月の事業終了時（「履行確認」のような手続きがあると聞いておりますが、その時）に必要でしょうか。</p>	<p>一般管理費率については、受託者の内部規程等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を使用することを原則とします。 事業履行完了後に行う検査（履行確認）では、詳細な内訳の提出は求めませんが、必要時には、提出を求める場合もありますので、支出する根拠が確認できるようにご準備いただきますよう、お願いいたします。</p>
その他	<p>18</p> <p>【契約事務に関する事項】 本件に応募して採択頂いた場合、来年3月の事業終了時に「履行確認」があると聞いておりますが、その際、経費の裏付けはどこまでご用意しておくことが必要でしょうか。特に人件費について、従事した従業員の日報（毎日、本業務に何時間従事したか）だけで良いでしょうか。当該従業員の時間単価はどこまでエビデンスが必要でしょうか。</p>	<p>検査（履行確認）では、詳細な根拠資料の提出までは求めませんが、必要時には求める場合がありますので、支出する根拠が確認できるようにご準備いただきますよう、お願いいたします。</p>